

第 6 章 資格取得

第 1 節 教職課程

(免許状の種類)

第 90 条 取得できる免許状の種類および教科は、表 9 に定める。

表 9 取得できる免許状の種類および教科

免許状の種類	免許教科
高等学校教諭一種免許状	英 語
中学校教諭一種免許状	

(基礎資格および最低修得単位数)

第 91 条 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数は、表 10 に定める。

表 10 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数

基礎資格	学士の学位を有すること		
	教科及び教職に関する科目の最低修得単位数		
	免許法施行規則に定める単位数		本学部で定める単位数
免許状の種類	高等学校教諭 一種	中学校教諭 一種	高等学校教諭 中学校教諭 一種(英語)
免許法施行規則 に定める科目区分			
教科及び教科の指導法に 関する科目	24	28	38
教育の基礎的理解に 関する科目	10	10	11
道徳、総合的な学習の時間等 の指導法及び生徒指導、教育 相談等に関する科目	8	10	12
教育実践に関する科目	5	7	7
大学が独自に設定する科目	12	4	
免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作		

- 2 「大学が独自に設定する科目」の区分については授業科目を開設しない。ただし、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の区分において、免許法施行規則で定める単位数を超えて修得した単位数について当該区分の単位として充当する。

(免許取得義務)

第 92 条 免許状取得希望者は、原則として、中学校一種および高等学校一種の 2 種類を取得しなければならない。

(履修方法)

第 93 条 教科及び教科の指導法に関する科目」等の履修方法は、次の各表および各号に定める。

表 11 教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科で定める最低修得単位数	本学科開講科目	単位数	必修	選択	配当年次	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	38	Introduction to Global Society I	4	○		1	
			Introduction to Global Studies I	4	○		1	
			Introduction to Global Studies II	4	○		1	
			ことばとコミュニケーション	4		◎	2	
	英語文学		英語文学概論	4		◎	2	
			英語コミュニケーション	Introduction to Global Communication II	4	○		1
	Strategic Debate A			2		○	2	1科目以上 選択必修
	Strategic Debate B			2		○	2	
	Strategic Presentation A			2		○	2	
	Strategic Presentation B			2		○	2	
	異文化理解			異文化と歴史	4		○	2
			エリアスタディーズ	4		○	3	
	各教科の指導法		英語科教育法 I	4		◎	2	
			英語科教育法 II	4		◎	3	

- (1) 必修、選択の別は卒業要件による。
- (2) 選択科目中、◎印の「ことばとコミュニケーション」「英語文学概論」「英語科教育法 I」「英語科教育法 II」は必ず修得しなければならない。
- (3) 英語コミュニケーションは、「Strategic Debate A」「Strategic Debate B」「Strategic Presentation A」「Strategic Presentation B」のうち、1科目以上を修得しなければならない。
- (4) 異文化理解は、「異文化と歴史」「エリアスタディーズ」のうち、1科目以上を修得しなければならない。
- (5) 「ことばとコミュニケーション」「英語文学概論」「Introduction to Global Communication II」「異文化と歴史」「エリアスタディーズ」は、一般的包括的な内容を含む。

表 12 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科開講科目	単位数		配当年次
			必修	選択	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育基礎論	2		1
		教職概論	2		1
		教育制度概論	2		2
		教育心理学	2		1
		特別支援教育概論	2		3
		教育課程の意義と編成	1		2
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と実践	2		2
		総合的な学習の時間の理論と実践	1		3
		特別活動の理論と実践	2		3
		教育方法の理論と実践	2		3
		ICTの活用方法と理論	1		3
		生徒・進路指導論	2		3
		教育相談	2		2
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習Ⅰ	5		4
		教育実習Ⅱ		3	4
		教職実践演習(中・高)	2		4
第6欄	大学が独自に設定する科目				
合 計			30	3	

- (1) 本表に定める科目は、配当年次にしたがって必修科目をすべて修得しなければならない。
- (2) 本表に定める科目は、卒業の要件とする単位に算入しない。
- (3) 「教育実習ⅠおよびⅡ」には、本学が実施するガイダンス等の事前事後指導1単位を含むものとする。また、「教育実習Ⅱ」は、科目等履修生などを対象とした科目である。
- (4) 「教職実践演習(中・高)」は、教育実習履修者を対象とし、原則として4年次秋学期に開講する。

2 本学科における免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修方法は、表13および次の各号に定める。

表 13 免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学科開講科目	単位数	必修	選択	配当年次	備考
める科目 免許法施行規則第66条の6に定	日本国憲法	憲 法	4		◎	2	
	体 育	ス ポ ー ツ 健 康 科 学	2		◎	3	
	外国語コミュニケーション	G l o b a l I s s u e s B	4	○		2	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	デ ジ タ ル リ テ ラ シ ー	2	○		1	

- (1) 必修、選択の別は卒業要件による。
- (2) 選択科目中、◎印の「憲法」「スポーツ健康科学」は、必ず修得しなければならない。

(履修継続要件)

第 94 条 教職課程履修者が、次年度継続して課程を履修できる要件は次の各号に定める。

- (1) 1 年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 460 点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 48 点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 500 点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が 4.5 以上であること。
 - ⑤ 実用英語技能検定 2 級以上を取得していること。
 - ⑥ 国際連合公用語英語検定試験 B 級以上を取得していること。
- (2) 2 年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 470 点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 52 点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 530 点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が 5.0 以上であること。

2 前項の要件を充足できない理由が、本学が派遣する海外留学等によるもので、教務委員会が特に認めた場合に限り、教職課程の継続履修を許可することがある。

(「教育実習」履修要件)

第 95 条 「教育実習」は、3 年次終了時に次の各号の要件をすべて充足し、教職に就く意志が強固である者に履修を認める。

- (1) 「教育の基礎的理解に関する科目等(第 3 欄・第 4 欄)」に定める科目のうち、3 年次配当までの必修科目をすべて修得していること。
- (2) 専門教育科目の総平均点が 70 点以上であること。
- (3) 全学共通教育科目の総平均点が 70 点以上であること。
- (4) 「教育の基礎的理解に関する科目等(第 3 欄・第 4 欄)」に定める科目の平均点が 70 点以上であること。
- (5) 3 年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 480 点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 54 点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 560 点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が 5.5 以上であること。
- (6) 3 年次に実施される教育実習ガイダンスにすべて出席していること。

2 前項の要件を充足できない理由が、本学が派遣する海外留学や 3 年次編入学の単位認定等の事情によるもので、教務委員会が特に認めた場合に限り、「教育実習」の履修を許可することがある。

3 第 1 項の要件を充足した者であっても、教務委員会が不適格と判断した者は、「教育実習」の履修を認めない。

(介護等体験)

第 96 条 中学校教諭免許を取得するためには、法令により義務付けられている介護等体験を修了しなければならない。

(3 年次編入学生)

第 97 条 3 年次編入学における免許取得にかかる履修方法は、教務委員会が別途指示する。